

市町村議会で議決した意見書等（令和5年6月分）

令和5年6月21日現在

No.	市町村名	件名	議決年月日	頁
1	西和賀町	森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書	R5.6.16	1
2	西和賀町	適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書	R5.6.16	2
3	岩手町	安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書	R5.6.19	3

市町村議会名	意見書の内容
西和賀町	<p>【議決年月日】令和5年6月16日</p> <p>【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣</p> <p>【件名】森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書</p> <p>森林環境譲与税は、我が国の温室効果ガスの排出を削減するとともに、災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されました。国から配分される市町村への譲与税の用途は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされています。</p> <p>令和元年度からは、森林経営管理制度の開始とともに森林環境譲与税も配分され、手入れ不足の私有林、人工林等に対し、市町村などが主体となり、意向調査や森林整備等が順次着手される等、着実に活用実績は増加しており、この結果を踏まえて造林、間伐等の森林整備を今後さらに本格的に進めていくことが必要となります。また、森林環境譲与税により森林整備を進めることは、山の木材供給力を高め、その結果として木材利用を推進することとなり、地域産業の発展に大きく寄与することも期待されます。</p> <p>しかし、森林環境譲与税は、総額の10分の5を私有林人工林面積、10分の2を林業従事者数、10分の3を人口に応じて配分され譲与されることから、森林面積が少ないにもかかわらず、人口が突出して多い大都市に対する配分額が多くなっているとの指摘があるほか、森林整備に使われずに基金に積み立てられているなどの問題も指摘されており、早急な整備を必要とする地方公共団体への適正な配分が行われず、防災上の観点からも、森林整備を促進する財源とされた趣旨を損なうことが懸念されています。</p> <p>よって、国におかれては、森林環境譲与税の創設経緯や目的に鑑み、森林整備をより効果的に推進するため、広い森林を抱える地方公共団体への配分に重点化する方向性で、譲与基準の見直しを速やかに実施することを強く要請します。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する</p>

市町村議会名	意見書の内容
西和賀町	<p>【議決年月日】 令和5年6月16日</p> <p>【提出先】 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣</p> <p>【件名】 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書</p> <p>新型コロナウイルス感染症は地域経済に大きな打撃を与え、その収束の見通しが立たない中、コストプッシュによる日常生活必需品等の物価上昇も加わり、地域経済は一層疲弊しています。こうした状況下で本年10月1日から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まろうとしています。</p> <p>適格請求書（インボイス）を発行するためには、営業収入が少なくても課税事業者登録する必要があり、課税事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためにはインボイスが必要となるため、年間売上げ1千万円以下の消費税免税事業者は取引から除外される可能性があります。</p> <p>このため、個人事業主、一人親方、小規模農家など広範囲の事業者の負担が増すとともに、事業者間の取引慣行を壊し、免税事業者制度を実質的に廃止するものです。このため、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会などの中小企業支援団体も「凍結」「延期」「見直し」の表明や、現状のままでの実施に懸念の声をあげています。</p> <p>インボイス制度の導入は、廃業の増加や成長意欲の低下を招く等、地域経済の衰退を加速化させるおそれがあります。加えて制度の周知が不十分で、このまま実施されれば、多くの混乱を招くことは容易に想像できます。</p> <p>多くの事業者は新型コロナ禍の下、事業継続に懸命に取り組んでおり、インボイス制度に対応できる状況にはありません。</p> <p>本町においても中小零細事業者、個人事業主事業者が多くを占め、事業の存続と再生、ひいては地域の存続にも直結する問題であり、地域経済の活性化のためにインボイス制度の導入の延期・見直しを求めます。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p>

市町村議会名	意見書の内容
岩手町	<p>【議決年月日】令和5年6月19日</p> <p>【提出先】内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣</p> <p>【件名】安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書</p> <p>新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。人手不足が長年続いている状況を解消するためには、OECD平均以下の看護師の賃金収入など、ケア労働者の処遇改善は待ったなしの状況にあり、16時間を連続で働き続けなくてはならない過酷な長時間夜勤や、寝る間もない極端に短い勤務と勤務の間隔などを解消するために、労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。</p> <p>毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から、必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めます。</p> <p>私たちは、安全・安心の医療・介護を実現するために下記の事項について国に要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。 2. 医療や介護現場における「夜勤交代制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。 <ol style="list-style-type: none"> ①労働時間の上限規制や勤務時間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のため規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。 ②夜勤交代制労働者の週労働時間を短縮すること。 ③介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。 3. 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。 4. 患者・利用者の負担を軽減すること。 <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p>